

滝川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年6月27日(木) 15時30分から16時27分
2. 開催場所 滝川市庁舎3階301・302会議室
3. 出席委員(16人・議席番号順)
 - 会長 木幡孝雄
 - 会長職務代理者 又村克茂
 - 委員 14人
4. 欠席委員 0人
5. 議事日程
 - 1 会長あいさつ
 - 2 議事録署名委員の指名
 - 3 会期の決定について
 - 4 報告1 一般事務報告について
 - 5 議案1 農地法第18条第6項の規定による届出について
 - 6 議案2 農地法第3条に基づく利用権の中途解約について
 - 7 議案3 農地法第3条の規定による許可申請について

 - 8 議案4 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 9 議案5 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について
 - 10 議案6 滝川市農業振興地域整備計画の一部変更に係る意見について
6. 農業委員会事務局職員

議 長	<p>(会長、挨拶の後)</p> <p>それでは只今から第12回農業委員会総会を開催します。</p> <p>本日出席委員は16名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。</p> <p>議事日程2番、議事録署名委員の指名は、議長において指名してよろしいですか。</p>
各 委 員 議 長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>本日の議事録署名委員に9番、川本委員、10番、宮森委員を指名いたします。</p> <p>議事日程3番、会期の決定について、会期を本日限りとすることよろしいですか。</p>
各 委 員 議 長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>会期は本日1日限りといたします。</p> <p>議事日程4番、報告第1号、一般事務報告について、事務局に説明を求めます。</p>
説 明 員	<p>報告第1号、一般事務報告について説明します。</p> <p>(報告第1号について資料により報告)</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑意見を求めます。</p>
各 委 員 議 長	<p>(なしの声あり)</p> <p>質疑意見を終了いたします。報告第1号については、報告済・承認とします。</p> <p>議事日程5番、議案第1号、農地法第18条第6項の規定による届出について事務局に説明を求めます。</p>
説 明 員	<p>議案第1号、農地法第18条第6項の規定による届出について説明します。今月は5件です。1番から4番までは 地区の土地改良事業に伴い新地番に変更になったことから解約するものです。引き続き新しい地番で継続して耕作します。</p> <p>1番、東滝川 番、 さんと さんの解約です。</p> <p>2番、東滝川 番、 さんと さんの解約です。</p>

	<p>3番、東滝川 番、 さんと さんの解約です。</p> <p>4番、東滝川 番、 さんと さんの解約です。</p> <p>5番、朝日町 番、 さんと さんの解約です。貸主の申出により、農地を宅地として5条転用するため貸借農地を一部解約します。以上、本案件は、賃貸借の解約が成立していると認められることからよろしくご審議のほどお願いいたします。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。議案第1号申請番号1番を除く4件について、質疑意見を求めます。</p>
各 委 員	<p>(なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑、意見を終了いたします。議案第1号申請番号1番を除く4件について、原案のとおり可とすることよろしいですか。</p>
各 委 員	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>議案第1号申請番号1番を除く4件について、原案のとおり決定とします。次に議案第1号申請番号1番について、農業委員会法第31条に基づき委員の退室をお願いします。</p>
	<p>(委員15：43退室)</p>
議 長	<p>申請番号1番について、質疑意見を求めます。</p>
各 委 員	<p>(なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑意見を終了いたします。申請番号1番については、原案のとおり可とすることよろしいですか。</p>
各 委 員	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑意見を終了いたします。申請番号1番について、原案のとおり決定とします。委員の入室をお願いします。</p>
	<p>(委員15：44入室)</p>
議 長	<p>議事日程6番、議案第2号、農地法第3条に基づく利用権の中途解約について事務局に説明を求めます。</p>
説 明 員	<p>議案第2号、農地法第3条の規定による届出について説明します。</p> <p>今月は3件です。 地区の土地改良事業に伴い、新地番に変更になったことから使用貸借を解約するものです。引き続き新しい地番で継続し</p>

	<p>て耕作します。</p> <p>1 番、東滝川 番、さんとさんの解約です。</p> <p>2 番、東滝川 番、さんとさんの解約です。</p> <p>3 番、東滝川 番、さんとさんの解約です。</p> <p>本案件は、合意解約がなされており、貸借の解約が成立していると認められることからよろしくご審議のほどお願いいたします。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。議案第 2 号申請番号 1 番を除く 2 件について、質疑意見を求めます。</p>
各 委 員	<p>(なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑、意見を終了いたします。議案第 2 号申請番号 1 番を除く 2 件について、原案のとおり可とすることによろしいですか。</p>
各 委 員	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>議案第 2 号申請番号 1 番を除く 2 件について、原案のとおり決定とします。次に議案第 2 号申請番号 1 番について、農業委員会法第 3 1 条に基づき委員の退室をお願いします。</p> <p>(委員 1 5 : 4 6 退室)</p>
議 長	<p>申請番号 1 番について、質疑意見を求めます。</p>
各 委 員	<p>(なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑意見を終了いたします。申請番号 1 番については、原案のとおり可とすることによろしいですか。</p>
各 委 員	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑意見を終了いたします。申請番号 1 番について、原案のとおり決定とします。委員の入室をお願いします。</p> <p>(委員 1 5 : 4 7 入室)</p>
議 長	<p>議事日程 7 番、議案第 3 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について審議を求めます。事務局に説明を求めます。</p>
説 明 員	<p>議案第 3 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について説明します。今月は、貸借権 3 件です。 地区の土地改良事業の完了に伴い新地</p>

	<p>番に変更になったことから引き続き貸借するものです。</p> <p>1番、東滝川 番、さんとさんの使用貸借です。期間10年です。</p> <p>2番、東滝川 番、さんとさんの使用貸借です。期間16年です。</p> <p>3番、東滝川 番、さんとさんの使用貸借です。期間9年です。</p> <p>以上、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。議案第3号申請番号1番を除く2件について、質疑意見を求めます。</p>
各 委 員	<p>(なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑、意見を終了いたします。議案第3号申請番号1番を除く2件について、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。</p>
各 委 員	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>議案第3号申請番号1番を除く2件について、原案のとおり決定とします。次に議案第3号申請番号1番について、農業委員会法第31条に基づき委員の退室をお願いします。</p> <p>(委員15:50退室)</p>
議 長	<p>申請番号1番について、質疑意見を求めます。</p>
各 委 員	<p>(なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑意見を終了いたします。申請番号1番について、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。</p>
各 委 員	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>議案第3号、申請番号1番について、原案のとおり決定といたします。委員の入室をお願いします。</p> <p>(委員15:51入室)</p>
議 長	<p>議事日程8番、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局に説明を求めます。</p>
説 明 員	<p>議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。今月は所有権移転3件です。</p> <p>1番、東町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん。転用面積330㎡、第一種中高層地域内、転用目的は一般個人住宅の建築で</p>

	<p>す。受人は退職後、滝川市内で生活することから用地を探していたところ、当該地売却の話があったことから申請となったものです。別添資料7に位置図、施設の概要と工期については右側備考欄のとおりです。</p> <p>2番、東町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん。転用面積 314 m²、第一種住居地域内、転用目的は駐車場、雪捨場の造成です。駐車場が手狭になり用地を探していたところ当該地売却の話があったことから申請となったものです。別添資料8に位置図、施設の概要と工期については右側備考欄のとおりです。</p> <p>3番、朝日町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん。転用面積 416 m²、第一種低層地域内、転用目的は一般個人住宅の建築です。受人は賃貸住宅ですが、手狭になったことから家を建てるための用地を探していたところ、当該地売却の話があったことから申請となったものです。別添資料9に位置図、施設の概要と工期については右側備考欄のとおりです。</p> <p>以上1番から3番は用途区域内にある第三種農地で周辺の農地等への影響はなく転用目的も適正であり、必要な資金力もあり、農地転用して申請に係る用途に供することが認められますので審議をお願いいたします。以上で説明を終わります。</p> <p>議長 説明が終わりました。質疑、意見を求めます。</p> <p>各委員 (なしの声あり)</p> <p>議長 質疑、意見を終了いたします。議案第4号について、許可申請は許可相当とすることで、よろしいですか。</p> <p>各委員 (異議なしの声あり)</p> <p>議長 議案第4号については原案のとおり決定といたします。</p> <p>議事日程9番、議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について意見を求めます。事務局に説明を求めます。</p> <p>説明員 議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について説明いたします。今月は、貸借権設定</p>
--	---

	<p>が8件です。土地改良事業の完了に伴い、新地番に変更になったことから引き続き貸借するものです。</p> <p>1番、2番、東滝川 番、地目「田」、29,282 m²、さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は10年間、10a当りの賃借料は、11,000円です。</p> <p>3番、4番、東滝川 番、地目「田」、4,203 m²、さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は10年間、10a当りの賃借料は、11,000円です。</p> <p>5番、6番、東滝川 番、地目「田」、20,573 m²、さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は5年間、10a当りの賃借料は、11,000円です。</p> <p>7番、8番、東滝川 番、地目「田」、50,095 m²、さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は10年間、10a当りの賃借料は、10,000円です。以上、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>議長 説明が終わりました。</p> <p>ここで、まもなく午後4時になることから、農業委員会会議規則第7条により会議を延長します。</p> <p>議案第5号申請番号1番、2番を除く6件について、質疑意見を求めます。</p> <p>委員 賃借料の算出方法はどやっているのか。面積に対して計算が合わないと思うが。</p> <p>説明員 公社は千円以下端数切り捨てで、1筆毎に端数切り捨てしています。</p> <p>議長 他にございませんか。</p> <p>各委員 (なしの声あり)</p> <p>議長 質疑、意見を終了いたします。議案第5号申請番号1番、2番を除く6件について、許可申請は許可相当とすることよろしいですか。</p> <p>各委員 (異議なしの声あり)</p> <p>議長 議案第5号申請番号1番、2番を除く6件について、原案のとおり決定とします。次に議案第5号申請番号1番、2番について、農業委員会</p>
--	--

	<p>法第31条に基づき委員の退室をお願いします。</p> <p>(委員16:03退室)</p>
<p>議長</p>	<p>申請番号1番、2番について、質疑意見を求めます。</p> <p>(なしの声あり)</p>
<p>各委員</p>	<p>質疑意見を終了いたします。申請番号1番、2番について、許可申請は許可相当とすることよろしいですか。</p>
<p>議長</p>	<p>(異議なしの声あり)</p>
<p>各委員</p>	<p>議案第5号申請番号1番、2番については、原案のとおり決定といたします。委員の入室をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>(委員16:04入室)</p> <p>議事日程10番、議案第6号、滝川市地域計画の一部変更に係る意見について協議を行います。説明を求めます。</p>
<p>酒井係長</p>	<p>議案第5号について、説明いたします。</p> <p>1番、江部乙町 番、現況地目「雑種地」、36,581㎡、在住のさんが所有する土地の農業振興地域からの一部除外について滝川市長に申請があり、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定に基づき、滝川市長から農業委員会に意見を求められましたので、総会にお諮りするものです。場所は 一体の林になっている土地です。申請理由は、以前農地として利用されていましたが、離農後は耕作されず現在は山林原野となっており、備考欄にもあるとおり令和2年に農業委員会でも周囲の農地と一体化して耕作することも不可能な土地であることから非農地の判断を下し、非農地通知を所有者、法務局、市税務課に通知したところです。非農地ですが、農用地区域に入ります。今回はその農用地区域から、完全に除外します。農振区域から除外するということは、農業上の補助事業等は一切使えないということになり、今後農地として利用しないということになります。登記地目変更により非農地となりましたが、農用地区域に入っている土地を除外するには、市町村の整備計画の変更ということで滝川市から振興局へ申請して、農振区域の除外となりますが、その際に農業委員会の意見を聞かなければな</p>

		<p>らないことになっているため、農地法ではないが、総会にお諮りすることになったものです。そもそも相続した家族から農地をどう処分したらよいかとの相談を受けていたもので、状況として農地から非農地になっても固定資産税も変わらない農地とはならない土地ということで、農地利用状況調査でも非農地の判断をしましたが、売却するにしても振興区域から除外しないと処分もできないということもあり、今回の申請に至ったものと思われまますので、農業委員会としては申請は相応と考えられるところですが、農業委員会として意見があれば市長に提出したいと思えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	長	説明が終わりました。質疑、意見を求めます。
委 員	員	令和2年に非農地になってから、所有者の家族から申出があったということですか。
説 明 員	員	そうです。かなり以前から相続した農地の相談があつて状況として農地として利用できるどころではなく、崖や国道等で分断され近隣の農地と一体化することが困難なことから、順番に非農地化、農振区域の除外と進めたものと思われまます。
委 員	員	振興局は申請が上がれば何でも許可するのか。
説 明 員	員	そうはなりません。その後の利用とか色々確認したうえで除外していると思われまます。
委 員	員	今回買い手のめどがついたということか。
説 明 員	員	そう伺っています。
委 員	員	除外して、どこかの業者がこの土地を買ったときに近隣の農業者のことを委員会では考慮する必要はないのか。
委 員	員	近くを川が流れているのでそこに変なものを流されても困る。
説 明 員	員	農業委員会は意見を求められており、判断する立場ではない。意見を求められた際に北海道や農政課の資料が相応であるならば認めざるを得ない。
委 員	員	何かあったときに農業委員会が認めたから、こうなったんだということにならないか。

説 明 員	<p>意見を求められている立場で、決定権はないのでそうはなりません。</p> <p>意見としてそのような業者の介入は認めないとか意見として添えるのがよいかと思われます。</p>
議 長	<p>他にございませんか。</p>
各 委 員	<p>(なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑、意見を終了します。議案第6号については、今回あげられた内容を添えて提出することよろしいですか。</p>
各 委 員	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>議案第6号については、原案のとおり意見を添えて提出といたします。</p> <p>本日の議案については、以上でございます。</p> <p>それではその他団体推薦の委員さんから連絡事項等ありましたらお願いいたします。</p>
各 委 員	<p>(各推薦委員から事務連絡あり)</p>
議 長	<p>その他、事務局からお願いいたします。</p>
説 明 員	<p>(行事日程について資料に基づき報告)</p>
議 長	<p>第13回総会は7月29日14時からということで決定します。</p> <p>以上をもちまして、第12回滝川市農業委員会総会を閉会いたします。皆さんご苦労さまでした。(16:27)</p>